

授 業 科目名	憲法（統治）Ⅱ	選 択	開講年次	2	単位数	2
科目区分	専門科目					
サブ タイトル	内閣・裁判所・財政・地方自治		担当者	小林 伸一		
講義概要	<p>【概要】</p> <p>本講義は、日本国憲法における内閣、裁判所、財政、地方自治のそれぞれに関する主要な条文に明記されている事項とそこから論理必然的に導き出される事柄、解釈論上の主要な争点について解説することになります。</p> <p>【到達目標】</p> <p>日本国憲法における内閣、裁判所、財政、地方自治の各項目の意味内容を修得する。</p>					
履修条件	特になし					
教科書・ 参考書	<p>【教科書】 芦部信喜著・高橋和之補訂『憲法第4版』（岩波書店 2007年）</p> <p>【参考書】 大沢秀介編著『確認 憲法用語 300』（成文堂 2008年） 2011年度版の六法</p>					
授業回数	内容					
1	国会と「内閣、裁判所、財政、地方自治」の関係					
2	内閣の地位 行政権の意味					
3	議院内閣制					
4	内閣の組織					
5	内閣の権能					
6	内閣法 国家行政組織法					
7	司法権の定義					
8	裁判所の構成 最高裁判所の権能					
9	司法権の独立 裁判の公開 裁判所法					
10	違憲立法審査制 その1 違憲立法審査制の性格					
11	違憲立法審査制 その2 違憲判断の方法 違憲判決の効力					
12	地方自治の本旨					
13	地方公共団体の組織と権能 地方自治法					
14	租税法律主義					
15	予算					
評価方法	毎回出席を取ることはないが、15回の内、2/3強の時間に出席をとり、期末試験の素点と共に評価の対象とする。					
評価基準	内閣の組織・権能、裁判所の組織・権能、違憲立法審査権を中心とする本講の内容につき、これを十分に把握し、そのことが期末試験に対する解答に顕著に反映されていると判断できる受講生は、「A」とする。講義内容についての理解が必ずしも十分とはいえず、しかも解答上の表現が的確とはいえない受講生は、その程度に応じて「B」または「C」とする。講義内容に対する理解が明らかに不十分で、しかもそのことが解答内容・表現に如実に表れている受講生は、その程度に応じて「D」または「E」とする。					
その他	特になし					